

「橿原市男女共同参画審議会」市民代表委員公募について

本市では、男女共同参画の推進に関し、橿原市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女が性別に関わらず、喜びや責任を分かち合い個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を行っています。

そこで、市民の意見をより反映させるため、橿原市男女共同参画審議会の市民代表の委員を募集します。

1. 応募資格等

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

ア 応募時に本市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市内で事業経営をしている者

イ 応募時の年齢が満18歳以上の者

ウ 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者

エ 行政機関（本市を含む。）の職員（特別職を含む。）でない者

オ 会議に出席できる状態にある者（年間2回程度 平日に開催予定）

2. 公募する委員の人数 2名

3. 応募期日 令和6年1月19日（金）まで

4. 応募書類

① 応募申込書

② 小論文 テーマ「橿原市の男女共同参画についての意見」（400字詰 原稿用紙2枚以内）

5. 応募手段

- ・ 事務局（橿原市役所 人権政策課 男女共同参画係）へ 直接提出
- ・ 郵送 《令和6年1月19日（金）必着》

6. 委員の職務

市長の諮問に応じて、橿原市の男女共同参画の推進に必要な事項を審議する橿原市男女共同参画審議会委員として職務していただきます。

7. 委員の任期 令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

8. 報酬 審議会出席1回につき 10,000円（税込み）

9. 審議会開催予定回数 年1回程度 開催予定

10. 選考方法

公募委員の選考は、選考委員会により2名を選考し市長が委嘱します。

選考方法は、男女共同参画に関して理解や関心が高く、現在または過去の活動における経験から男女共同参画に関する知見を有していると思われる者を小論文及び面接により評価します。なお、面接日時は、別途通知します。

11. 結果通知 選考結果については、応募者全員に通知します。

事務局 〒634-0804 橿原市内膳町1丁目6-8

橿原市役所 企画戦略部 人権政策課 男女共同参画係

連絡先 電話 0744-21-1090（直通）